

改正

平成23年1月4日水道事業管理規程第1号

平成30年3月27日水道事業管理規程第1号

令和元年8月30日水道事業管理規程第6号

令和5年3月31日水道事業管理規程第2号

令和6年3月29日水道事業管理規程第1号

令和6年12月18日水道事業管理規程第13号

ときがわ町水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第2条—第16条）

第3章 給水（第17条—第25条）

第4章 料金及び手数料（第26条—第29条）

第5章 管理（第30条・第31条）

第6章 貯水槽水道（第32条）

第7章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、ときがわ町水道事業給水条例（平成18年ときがわ町条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第2条 条例第5条の規定による申込みの様式は、給水装置工事申込書による。

2 条例第5条に規定する給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（工事の変更及び取消し）

第3条 条例第5条の規定による申込みをした者が、これを変更し、又は取り消そうとするときは、給水装置工事変更・取消届により水道事業及び浄化槽事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、変更又は取消しをしたとき、既に費用が生じていたときは、申込者がこれを負担しなければならない。

（共同住宅等）

第4条 条例第6条第2項に規定する共同住宅等とは、1棟の建物内で2以上の世帯が個別に居住できるように建設され、各戸又は各室間は壁等をもって完全に区画されている建物で、中高層住宅及びアパート等をいう。

（開発等の事前協議）

第5条 条例第7条の規定により協議を申し出る者は、開発給水協議書（以下「協議書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の協議書が提出された場合、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に開発給水協議回答書で回答する。

（工事の設計）

第6条 条例第9条第2項の給水装置の設計の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 直接給水するものにあつては給水栓まで
- （2） 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで

（同意書等の提出）

第7条 条例第9条第3項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その書類はそれぞれ当該各号に定める様式による。

- （1） 申込者の所有に属さない土地又は建物若しくは構築物に給水装置を設置しようとするとき（第3号に規定する場合を除く。）は、当該土地又は建物若しくは構築物の所有者又は権利者の土地家屋使用承諾書による。
- （2） 申込者以外の者の所有に係る給水装置から分岐しようとするとき（次号に規定する場合を除く。）は、当該給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書による。
- （3） 民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の規定を適用する場合は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書による。
- （4） 前3号の規定による書類が提出できないときは、給水装置工事申込者の誓約書による。

(5) 前4号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める書類による。

(給水装置の構造)

第8条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。） 、給水栓その他の給水用具をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターボックス及びその他の附属用具を備えなければならない。

3 管理者は、給水装置について、その他必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

(危険防止の措置)

第9条 給水装置は、水が汚染され、又は漏水のおそれがないよう設計及び施行しなければならない。

2 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができるもので、かつ、停滞水を生ずるおそれのないものでなければならない。

3 水洗便器に給水する装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれがある所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 開きよを横断して給水管を配管するときは、伏せ越しによるものとし、やむを得ない理由のため、他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

7 軌道下その他電しょく又は衝撃のおそれのある所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

8 凍結するおそれのある所に、給水管を配管するときは、給水管防寒の措置を講じなければならない。

9 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある所又は温度の影響を受けやすい所に給水管を配管するときは、防食の措置及びその他必要な措置を講じなければならない。

10 前各項に掲げるほか、管理者が必要と認めた場合は、適当な措置を講じさせることができる。

(給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、メーターの種類、その用途別、使用水量及び同時使用率等を考慮して、計算の上適当な大きさに管理者が定める。

(給水管の埋設)

第11条 給水管は、道路部分については、80センチメートル以上、宅地内については60センチメートル（メーター以降の部分については、30センチメートル）以上の深さに埋設しなければならない。ただし、道路部分について道路管理者の指示があった場合は、この限りでない。

(受水槽の設置)

第12条 一時に多量の水を使用する所その他管理者が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

(工事施行上の基準)

第13条 条例第10条に基づく指定材料、工事に関する工法、工期その他の工事施行上の基準は、別にこれを定める。

(給水装置工事材料)

第14条 給水装置工事に使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の性能基準に適合している製品でなければならない。

2 前項の性能基準に適合している製品であることの判断は、自己認証製品又は第三者認証製品であることを示すマークの表示があるもの又は認証製品である証明書のあるものとする。

(工事費の算出方法)

第15条 条例第11条第3項の規定による工事費の算出方法は、別表第1により算出するものとし、当該算出した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(給水装置変更等の工事)

第16条 条例第16条の規定によるその他特別な理由とは、次に定める工事とする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 道路及び水路等の拡幅並びに改良工事
- (3) 下水道事業
- (4) 電気、電話、ガス等の公共公益工事
- (5) その他管理者が認めた工事

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第17条 条例第18条の規定による申込みの様式は、給水開始申込書による。

2 閉栓中の水栓を再開栓し使用する者は、水道使用開始届により申し込まなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第18条 条例第19条の規定により代理人を置くときは、代理人選任届を管理者に提出しなければならない。

(管理人の届出)

第19条 条例第20条の規定による届出の様式は、管理人届による。

(計量の例外)

第20条 条例第21条第1項ただし書の規定により、メーターによる計量をしないで給水するものは、次のとおりとする。

- (1) 私設消火栓
- (2) 管理者が必要がないと認めたもの

(メーターの設置)

第21条 条例第21条第2項の規定によるメーターの設置する基準は、1敷地内に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(メーターの保管)

第22条 水道使用者等は、メーターの点検又は修繕に支障を及ぼすような土砂等を堆積し、工作物を設置し、又は物件を置いてはならない。

2 水道使用者等は、メーター及び附属器具を亡失し、又は毀損したときは、給水装置亡失・毀損届を管理者に提出しなければならない。

(メーターの弁償額)

第23条 条例第22条第3項の規定による弁償額は、メーターの購入及び取替えに要した費用の範囲内とする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第24条 条例第23条の規定による届出の様式は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用を中止するときは水道使用中止届により、給水装置を廃止するときは給水装置廃止届による。ただし、給水装置廃止届は、水道使用中止届より先に届け出ることにはできない。
- (2) 用途の変更をするときは、給水装置用途変更届による。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するときは、消火栓演習届による。
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置使用者異動届による。
- (5) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者異動届による。
- (6) 給水装置の請求先に変更があったときは、給水装置請求先異動届による。

- (7) 消防用として水道を使用するときは、消火栓使用届による。
- (8) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったときは、管理人変更届による。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 水道使用者等は条例第26条第1項の規定による給水装置及び水質の検査を請求するときは、次に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 給水装置検査請求書
- (2) 水質検査請求書

2 検査の結果は、次に定める書類により請求者に通知する。

- (1) 給水装置検査結果通知書
- (2) 水質検査結果通知書

3 条例第26条第2項の規定による特別な費用は、次に掲げる場合とする。

- (1) 給水装置について、特に原材料の使用を必要とするとき。
- (2) 水質について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- (3) 通常の検査以外で特別な費用を必要とするとき。

第4章 料金及び手数料

(料金等の納入期限)

第26条 水道料金（以下「料金」という。）及び手数料の納付期限は、その徴収方法に従い、次の区分による。

- (1) 納入通知書による場合は、当該納入通知書の発送の日から10日を経過した日
- (2) 料金の口座振替による場合は、ときがわ町水道事業及び浄化槽事業会計規程（平成26年ときがわ町水道事業管理規程第1号）第4条第2項の規定による「出納取扱金融機関等」の口座振替を指定した日

(使用水量及び用途の認定)

第27条 条例第30条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替え後の使用水量を基礎として日割計算により、異常のあった期間の使用水量を認定する。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するときは、その使用日数の多い料率を適用する。
- (3) 使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量の平均使用水量を認定する。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するときは、親メーターにより測定された使用水量から、

各給水装置の子メーターにより測定された使用水量の合計を除いた水量を認定する。

(料金の過誤納の場合の還付又は追徴)

第28条 料金を納付した後その料金が過納又は誤納があったときは、正規の料金との差額を直ちに還付し、又は追徴するものとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、未納若しくは次の日以降の料金に充当し、又は次の月以降において徴収することができる。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第29条 条例第35条の規定による減額し、又は免除できる場合とは、次の各号のいずれかに該当し、管理者が必要と認めたものとする。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難と認められる者の料金
- (2) 不可抗力による発見困難な地下漏水等に起因する料金
- (3) その他、管理者が公益上その他特別な理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金の減額又は免除を受けようとする者は、水道料金等減免申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減額又は免除の処分を決定し、その結果を水道料金等減免結果通知書により当該申請者に通知するものとする。

第5章 管理

(給水の停止)

第30条 条例第38条第1号の規定による給水の停止は、あらかじめ水道使用者等に納付すべき金額及び期限を定めて督促し、なおも指定期限内に納入しないときとする。

2 条例第38条各号の規定により給水の停止をする場合は、あらかじめ水道使用者等に給水停止予告通知書により通知し、給水停止通知書により停止する。

3 前項の給水の停止の方法は、止水栓の閉栓又はメーターの撤去等により行う。

4 水道使用者等の申出により、特別な事情があると管理者が認めたときは、給水の停止を猶予することができる。

(措置命令)

第31条 条例第36条の規定による措置の指示は、給水装置変更工事指示書により行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第32条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況

に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第7章 雑則

(文書等の様式)

第33条 条例及びこの規程の施行について必要な文書の様式は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、解散前の都幾川、玉川水道企業団給水条例施行規則（平成11年都幾川、玉川水道企業団規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年1月4日水管規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に改正前の規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月27日水管規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年 8 月 30 日水管規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、「100分の108」を「100分の110」に改める改正規定は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日水管規程第 2 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日水管規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 18 日水管規程第 13 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 15 条関係）

給水工事費算出表

1 材料費	材料購入原価、貯蔵品格納品等の合計額
2 運搬費	建設機械運搬費、労務者輸送費の合計額
3 労力費	掘削及び埋戻工事、布設工事、接合工事費、取付工事の合計額
4 道路復旧費	舗装切断、取壊し及び処分費、舗装又は簡易舗装工事、敷砂利工等の合計額
5 工事監督費	現場管理監督費
6 間接経費	準備費、技術管理費、営繕損料、安全費、現場管理費、設計費、一般管理費、その他事務費等の合計額

別表第 2（第 33 条関係）

文書の様式

1 給水装置工事申込書	様式第 1 号（第 2 条関係）
2 給水装置工事変更・取消届	様式第 2 号（第 3 条関係）
3 開発給水協議書	様式第 3 号（第 5 条関係）
4 開発給水協議回答書	様式第 4 号（第 5 条関係）
5 土地家屋使用承諾書	様式第 5 号（第 7 条関係）
6 給水管所有者分岐同意書	様式第 6 号（第 7 条関係）
7 誓約書	様式第 7 号（第 7 条関係）

8 誓約書	様式第7号の2（第7条関係）
9 給水開始申込書	様式第8号（第17条関係）
10 水道使用開始届	様式第9号（第17条関係）
11 代理人選任届	様式第10号（第18条関係）
12 管理人届	様式第11号（第19条関係）
13 給水装置亡失・毀損届	様式第12号（第22条関係）
14 水道使用中止届	様式第13号（第24条関係）
15 給水装置廃止届	様式第14号（第24条関係）
16 給水装置用途変更届	様式第15号（第24条関係）
17 消火栓演習届	様式第16号（第24条関係）
18 給水装置使用者異動届	様式第17号（第24条関係）
19 給水装置所有者異動届	様式第18号（第24条関係）
20 給水装置請求先異動届	様式第19号（第24条関係）
21 消火栓使用届	様式第20号（第24条関係）
22 管理人変更届	様式第21号（第24条関係）
23 給水装置検査請求書	様式第22号（第25条関係）
24 水質検査請求書	様式第23号（第25条関係）
25 給水装置検査結果通知書	様式第24号（第25条関係）
26 水質検査結果通知書	様式第25号（第25条関係）
27 水道料金等減免申請書	様式第26号（第29条関係）
28 水道料金等減免結果通知書	様式第27号（第29条関係）
29 給水停止予告通知書	様式第28号（第30条関係）
30 給水停止通知書	様式第29号（第30条関係）
31 給水装置変更工事指示書	様式第30号（第31条関係）

様式第1号 (第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

給水装置工事申込書

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

新 設	改 造	修 繕	撤 去
申 込 日	年 月 日		
給 水 開 始	年 月 日		

ときがわ町水道事業給水条例第5条の規定により申し込みます。

給 水 場 所	ときがわ町 大字 番地 (電話番号 — —)
フ リ ガ ナ	
給 水 契 約 申 込 者 (所有者)	㊟

<p>右記受任者をもって代理人と定め、当給水装置工事に関する手続、工事(舗装本復旧まで)、その他一切の事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>委任者(給水契約申込者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p>	<p>当給水装置工事を施工するに当たり、以下の事項を遵守します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ときがわ町水道事業給水条例等、関係諸法令の遵守。 補償期間を以下のとおり定めること。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>故障・漏水</td> <td>工事検査日から1年間</td> </tr> <tr> <td>舗装仮復旧</td> <td>舗装本復旧実施まで</td> </tr> <tr> <td>舗装本復旧</td> <td>完成から1年間(全面復旧)</td> </tr> <tr> <td>上 記 以 降</td> <td>明らかに施工ミスの場合は、上記によらない。</td> </tr> </table> <p>受任者(給水装置工事事業者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>主任技術者 ㊟</p>	故障・漏水	工事検査日から1年間	舗装仮復旧	舗装本復旧実施まで	舗装本復旧	完成から1年間(全面復旧)	上 記 以 降	明らかに施工ミスの場合は、上記によらない。
故障・漏水	工事検査日から1年間								
舗装仮復旧	舗装本復旧実施まで								
舗装本復旧	完成から1年間(全面復旧)								
上 記 以 降	明らかに施工ミスの場合は、上記によらない。								

<p>当給水装置の工事完成後、公道部分に布設された管は、維持管理が困難なため、ときがわ町に寄附します。</p> <p>給水を受けるに当たり、次のことを承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事のため、やむを得ず断水すること。 漏水等に起因する損害補償を求めないこと。 地形及び給水方法等によっては低水圧及び水量不足、又は高水圧が生じ得ること。 水道料金の滞納及び不正工事による給水停止処分を受けること。 ときがわ町水道事業給水条例等、関係諸法令を遵守すること。 <p>給水契約申込者 (自署)</p>	<p style="text-align: center;">位置図</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>
--	--

加 入 金	工事検査手数料	課長	主幹	主席主査	主査	担当
第 号	第 号					
¥ 円	¥ 円					
設計審査手数料	加入金	技術管理者	備 考			
第 号	手数料				
¥ 円					

※太線枠内に記入してください。

配水管	管種	口径φ	mm	給水方法等	① 専用 ② 共用 ③ 設消火栓	① 直結直圧式 ② 受水槽式 ③ その他
分岐部～ 乙止水栓2次側	管種	口径φ	mm	使用目的等	① 事業 ② 居住 ③ その他	使用人数 人
宅地内	管種	口径φ	mm	取付栓数	1階 2階 屋外	栓 栓 栓
メーター器	種類 口径 検満 No	羽根車式・電磁式 φ	年 月	道路種別	県道 町道 私道 河川 舗装道 砂利道 コンクリート道	
平面図(1/500ときがわ町施設台帳図を貼り付けてください。)						

取出配管検査(検査員)		宅内配管検査(検査員)	
検査年月日 年 月 日 合格・再検査		検査年月日 年 月 日 合格・再検査	
検査項目		合 否	検査項目
取出配管検査	配管・施工状況の確認		しゅん工図確認
	指定材料の使用		配管・施工状況の確認
	道路復旧指示事項		基準適合材料の使用
	止水栓・メーター器等の設置状況		必要な防寒措置の有無
	水圧測定 MPa		機能検査
水質検査 異常なし・異常あり (離残留塩素 mg/l)		耐圧試験 (1.75MPa 1分間保持)	
備考			
着工予定日	年 月 日	しゅん工予定日	年 月 日
舗装本復旧完了期限	年 月 日	舗装本復旧完了	年 月 日

取 出 配 管 (取出からメーターまで)				
使 用 材 料				
品 目	形状寸法	型式番号	製造会社	数 量
分 水 サ ド ル				
ア ダ プ タ ー 類				
管 種				
乙 止 水 栓				
止 水 栓 筐				
丙 止 水 栓				
メ ー タ ー ボ ッ ク ス				
設 計 図				
し ゅ ん 工 図 (工事検査時に記載)				

様式第2号(第3条関係)
様式第2号(第3条関係)

給水装置工事変更・取消届

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

下記給水装置工事において、変更・取消しが生じたので、ときがわ町給水条例施行規程第3条第1項の規定に基づき提出します。

記

年 月 日

1 給水装置工事施工場所

申請場所	ときがわ町 大字	番地
申請者	住所	(電話番号)
	氏名	印

2 変更・取消し事項及び理由

--

3 給水装置工事事業者

住所	(電話番号)
法人名 代表者名	印
主任技術者氏名	

※ 既に費用が生じている場合は、申請者がこれを負担する。

様式第3号(第5条関係)
 様式第3号(第5条関係)

開発給水協議書

下記のとおり開発行為等を行うため、ときがわ町水道事業給水条例第7条の規定による事前協議をお願いします。

年 月 日

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

事業主 住 所
 氏 名 () ㊟
 電話番号 ()
 代理人 住 所
 氏 名 () ㊟
 電話番号 ()

記

1 給水を行う場所	ときがわ町 大字 番地 ほか 筆
2 開 発 事 業 名	
3 開 発 の 種 類	① 3区画(戸)又は3室以上の宅地造成、分譲住宅又は賃貸住宅等を建設するもの ----- ② 1日最大10立方メートル以上の水を使用する施設を建設するもの
4 開 発 件 数 (①の場合)	合計 区画(戸・室) (分 譲・賃 貸)
5 使 用 水 量 (②の場合)	1日最大使用水量 ・ m ³ /日
6 建物形態・内容等	一般住宅・集合住宅・工場・商店・官公庁・その他 ()
7 添 付 書 類	別添のとおり
8 工 事 期 間	年 月 日～ 年 月 日

提出部数 各1部

1 案内図

※ 住宅地図を使用してください。

2 公図の写し

3 現況平面図

4 造成計画図

※ 配管図を記入の上、提出してください。

5 建築物平面図(各階全て)

※ 配管図を記入の上、提出してください。

6 水量計算書

※ 予定1日最大使用水量を計算の上、提出してください。

様式第4号(第5条関係)
様式第4号(第5条関係)

とき水第 号
年 月 日

開発給水協議回答書

様

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長



年 月 日付けで提出された開発給水協議書に関して、ときがわ町水道事業給水条例施行規程第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

給水を行う場所	ときがわ町 大字		番地ほか	筆
開発事業名				
概 容	開発件数	件		
	設置するメーターの種類及び口径	(羽根車式・電磁式)	φ	mm
	1日最大使用水量	m ³		
許可条件				

土地家屋使用承諾書

年 月 日

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

土地家屋使用承諾者 (水道管が通過する場所・土地の所有者)

住 所	ときがわ町 大字 (電話番号	番地)
氏 名	㊟	

次の給水装置工事において、私所有の土地又は建物若しくは構築物に給水装置を設置することに同意しましたので、ときがわ町水道事業給水条例施行規程第7条第1号の規定に基づき、当承諾書を提出します。

土地家屋使用承諾場所 (水道管が通過する場所)	ときがわ町 大字	番地先から 番地先まで
給 水 申 請 者 (今回の申請で、新たに給水を行う建物)	住 所	(電話番号)
	氏 名	㊟
給 水 装 置 工 事 の 概 要	1 布設する管の概要	管種 口径 mm
	2 " 延長	約 m
	3 " 埋設深度	約 m
	4 " 位置	別添図のとおり
	5 その他	

なお、承諾書の提出に際して、次の事項についても異議なく承諾します。

- 1 承諾した場所において、給水装置の維持管理に必要な掘削等の作業をすること。
- 2 掘削工事後の、規定に基づく路面等の復旧に関して異議を申し立てないこと。
- 3 給水装置の破損又は維持管理作業等において、損害が生じてもときがわ町に重大な過失がない限り、その補償を求めないこと。
- 4 土地家屋使用承諾場所で移設等の問題が生じたときは、土地家屋使用承諾者と給水申請者間で一切解決すること。

土地家屋使用承諾書

年 月 日

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

所有者 (水道管が通過する場所・土地の所有者)

住 所	ときがわ町 大字 (電話番号)	番地)
氏 名		印

下記配水管布設替工事において、私所有の土地に水道管を埋設することに同意します。

土地家屋使用承諾場所 (水道管が通過する場所)	ときがわ町 大字	番地
工 事 名		
埋 設 水 道 管 の 概 要	1 布設する管の概要 管種 口径 φ mm 2 " 延長 m 3 " 埋設深度 道路面より m 4 " 位置 別添図のとおり 5 その他 ①管をコンクリートで防護する。 ②管理設のため、周囲を掘削する。	

なお、承諾書の提出に際して、次の事項についても異議なく承諾します。

- 1 承諾した場所において、水道管の維持管理に必要な場合掘削等の作業をすること。
- 2 土地は無償で占有すること。
- 3 水道管の破損又は維持管理作業等において、損害が生じてもときがわ町に重大な過失がない限り、その補償を求めないこと。
- 4 土地家屋使用承諾場所で移設の必要が生じたときは、土地家屋使用承諾者と給水申請者間で一切解決すること。

給水管所有者分岐同意書

年 月 日

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

1 分岐承諾者

住 所	(電話番号)
氏 名	印

下記給水装置工事において、私所有に係る給水装置からの分岐に同意したので、ときがわ町水道事業給水条例施行規程第7条第2号の規定に基づき提出します。

なお、次の事項についても異議なく承諾します。

- 1 このことにおいて問題が生じた場合は、当事者間で一切解決すること。
- 2 朝・夕等の水量多使用時に、水圧低下等の障害が生ずる可能性があること。

2 給水申請者

住 所	(電話番号)
氏 名	印

※太枠線内に御記入ください。

様式第7号(第7条関係)
様式第7号(第7条関係)

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

誓約書

ときがわ町水道事業給水条例施行規程第7条第3号の規定に基づき、民法第213条の2又は第213条の3の規定の適用にあたり、民法第213条の2第3項の通知をしたことをここに誓約します。

年 月 日

給水装置工事申込者

住 所 :

氏 名 :



様式第7号の2（第7条関係）
様式第7号の2(第7条関係)

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

誓 約 書

ときがわ町水道事業給水条例施行規程第7条第4号の規定に基づき、給水装置工事に係る
利害関係等について、一切の責任を負うことをここに誓約します。

年 月 日

給水装置工事申込者

住 所：

氏 名：



様式第8号 (第17条関係)
 様式第8号(第17条関係)

給水開始申込書

申込年月日	年 月 日
-------	-------

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

ときがわ町水道事業給水条例第18条の規定により申し込みます。

給水場所	ときがわ町 大字 (電話番号 番地 — —)
給水契約申込者 (所有者)	フリガナ 氏 名 (印)
	〒 現住所 (電話番号 — —)
使 用 者	フリガナ 氏 名 (印)
	〒 現住所 (電話番号 — —)
水道料金 納入方法	1 口座振替 2 直接納入(納付書払い) 納付書送付先
給水開始希望日	年 月 日

位置図

ときがわ町処理欄					
工事の種類	1 新規	2 口径変更	3 種類変更	4 用途変更 5 その他 ()	
メーターの種類 及び口径別	羽根車式 ・ 電磁式 φ mm				
メーター番号	No.	指針 ・ 検満 年 月			
用途別	1 一般	2 営業	3 工場	4 官公庁	5 娯楽 6 臨時 7 学校 8 病院 9 神社・寺 10 ()
メーター器設置位置(略図)					
課長	主幹	主席主査	主査	担当	担当

様式第9号 (第17条関係)

様式第9号(第17条関係)

水道使用開始届

届出日 年 月 日

届 人	住 所	TEL		ﾌﾘｶﾞﾅ 氏 名		続柄			
水栓番号	設計番号	検針順序							
使 用 者 住 所				設 置 場 所 住 所					
使 用 者 氏 名 ﾌﾘｶﾞﾅ				所 有 者 住 所					
電 話				所 有 者 氏 名					
使 用 人 数 ()				印					
取 付 年 月 日	用 途	口 径	種 別	メーター番号	休栓時指針	指 針			
年 月 日					m ³	m ³			
開始希望年月日				閉 栓 年 月 日		検 満			
年 月 日						年 月			
1. アパート	5. 社宅	支 払 方 法	1. 上記住所へ送付 (使用者・届人) 2. 口座振替希望 3. その他		マ ス タ 異 動 処 理 年 月 日				
2. 借家	6. 官舎				年 月 日				
3. 店舗	7. 農園				確 認	入 力	実 施 者	受 付 者	
4. 持家	8. その他								
備考				メーター位置					

様式第10号 (第18条関係)
 様式第10号(第18条関係)

代理人選任届

1 給水装置所在地	ときがわ町 大字	番地
2 所有者名		
3 用途別		
4 メーターの種類 及び口径別	羽根車式 ・ 電磁式 φ mm	
5 メーター番号	No	検満 年 月

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

ときがわ町水道事業給水条例第19条の規定に基づき、この条例に定める事項を処理させるため、代理人を選任したので提出します。

年 月 日

記

代理人	住所	(電話番号)
	氏名	㊟
給水装置所有者	住所	(電話番号)
	氏名	㊟
備考	1 給水装置を共有する者 2 給水装置を共用する者 3 その他、管理者が必要と認めた者	

※太線枠内に御記入ください。

様式第11号 (第19条関係)
 様式第11号(第19条関係)

管 理 人 届

1 給水装置所在地	ときがわ町 大字	番地
2 登 録 名		
3 用 途 別		
4 メーターの種類 及び口径別	羽根車式 ・ 電磁式 φ mm	
5 メーター番号	No	検満 年 月

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

ときがわ町水道事業給水条例第20条の規定に基づき、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定したので提出します。


年 月 日

記

管 理 人	住 所	(電話番号)
	氏 名	(印)
給 水 装 置 使 用 者 (使用者全員の住所・氏名 を記入してください。)	住 所	
	氏 名	(印)
	住 所	
	氏 名	(印)
	住 所	
	氏 名	(印)
備 考	1 給水装置を共有する者 2 給水装置を共用する者 3 その他管理者が必要と認めた者	

※ 太線枠内に御記入ください。

様式第12号 (第22条関係)
 様式第12号(第22条関係)

給水装置 亡失・毀損届					
年 月 日					
ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 様					
使用者 住所 (所有者) 氏名 電話番号 ()					
					
下記のとおり給水装置を亡失・毀損したので、ときがわ町水道事業給水条例施行規程第22条第2項の規定により提出します。					
記					
給水装置	給水場所	ときがわ町 大字			
	区 分	専 ・ 共	用 途 別		
	メーター	種 類	羽根車式 ・ 電磁式		
		口 径 別	φ mm	メーター番号	
使 用 者 (所 有 者)	住 所				
	氏 名				
亡失・毀損理由					
処 置	年 月 日設置 (羽根車式・電磁式) 口径φ mm 新メーター番号 No.				
備 考					

様式第13号 (第24条関係)

様式第13号(第24条関係)

水道使用中止届

届出日 年 月 日

使用最終日 年 月 日

実施年月日 年 月 日

届人	住所		TEL		フリガナ氏名		続柄	
お客様番号		水栓番号		設計番号		検針順序		
設置場所住所				使用者氏名				下水共用開始日
				TEL				
閉栓時指針		用途	口径値	種別	メーター番号	検満年月		料金精算方法
m ³						年 月		1. 今までと同じ (納付書・口座) 2. 転出先へ納付書送付 3. その他
前回検針年月	前回指針	前回使用水量		閉栓までの使用水量		転出		
年 月	m ³	m ³		m ³				1. アパート 2. 借家 3. 店舗 4. 持家 5. 社宅 6. 官舎 7. 農園 8. その他
徴収区分名	納入区分名		マスタ異動処理年月日				確認	
			年 月 日				メーター	
転出(居)先	TEL						有・キャップ 撤去・レバー	
							入力	実施者
								受付者

様式第14号 (第24条関係)
 様式第14号(第24条関係)

給 水 装 置 廃 止 届					
年 月 日					
<p>ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者(所有者) 住 所 氏 名 電話番号 ㊟</p> <p>下記のとおり給水装置を廃止しますので、ときがわ町水道事業給水条例施行規程第24条第1号の規定により届け出ます。</p>					
記					
給 水 装 置	給 水 場 所	ときがわ町大字 番地			
	区 分	専用給水装置 ・ 私設消火栓			
	メ ー タ ー	種 類	羽根車式 ・ 電磁式		
		口 径	φ	mm	メーター番号
	状 況	開栓中(年 月 日休止予定) ・ 閉栓中			
使 用 者 (開栓中のみ 記入)	住 所				
	氏 名				
廃 止 年 月 日	年 月 日				
廃 止 理 由					
処 置					
備 考					

※給水装置の廃止は、水道の使用を一時停止するというだけでなく、水道の給水装置自体(本管取り付け部分まで)を撤去することです。撤去費用は、所有者負担となります。
 なお、再度使用する場合は、メーター新規取り付け手続及び加入金のお支払が必要です。

様式第15号 (第24条関係)
 様式第15号(第24条関係)

給 水 装 置 用 途 変 更 届					
年 月 日					
<p>ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 電話番号 ()</p> <p>下記のとおり給水装置の用途を変更したので、ときがわ町水道事業給水条例第23条第1項第2号の規定により提出します。</p>					
記					
給 水 装 置	給 水 場 所	ときがわ町 大字			
	区 分	専 ・ 共	用 途 別		
	メ ー タ ー	種 類	羽根車式 ・ 電磁式		
		口 径 別	φ mm	メ ー タ ー 番 号	
	使 用 開 始	年 月 日			
所 有 者	住 所				
	氏名又は名称				
理 由					
処 置					
備 考					

様式第16号 (第24条関係)
 様式第16号 (第24条関係)

(表)

消 火 栓 演 習 届	
年 月 日	
<p>ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 電話番号 ()</p> <p>下記のとおり消火栓を使用したので、ときがわ町水道事業給水条例第23条第1項第3号の規定により提出します。 なお、消火栓を使用するに当たっては、事故が発生した場合又は第三者の異議が生じた場合は、私が一切の責任を負います。</p>	
記	
消 火 栓 設 置 場 所	ときがわ町 大字
予 定 使 用 年 月 日	年 月 日
予 定 使 用 時 刻	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
代 表 者 又 は 責 任 者	住 所 電話番号
	氏 名
理 由	
処 置	
備 考	

(裏)

(案内図)

※

使用 方 法			
使 用 時 間	午前 午後	時 分 ~ 午前 午後	時 分 時間 分
使 用 水 量	m ³	水 道 料 金	円
立 合 者			

※の欄内は、記入しないでください。

様式第17・18・19号（第24条関係）

様式第17・18・19号(第24条関係)

給水装置 所有者・使用者・請求先 異動届

届出日 年 月 日

届 人	住 所			TEL	フリガナ 氏 名	続柄			印	
お客様 番 号		水栓 番号	検針 順序	異 動 年月日	年 月 日					
設 置 場 所					異 動 理 由	1. 売買 2. 死亡のため相続 (→) 3. 転居 4. 賃貸 5. その他				
旧所有者・使用者・請求先 住所				新所有者・使用者・請求先 住所						
旧所有者・使用者・請求先 氏名				新所有者・使用者・請求先 氏名						
				フリガナ						
				印						
口 径	種別	メーター番号	指 針		旧所有者・使用者・請求先転出(居)先 TEL					
前回検針年月日 (検針状況)			前回指針	徴収区分	納入区分		未納状況			
旧料金 清算方法	1. 今までと同じ(納付書・口座) 2. 転出先へ納付書送付 3. その他			新料金 支払方法	1. 上記住所へ送付 2. 設置場所 3. 届人住所 4. 口座振替希望 5. その他					
マスタ異動処理年月日				年 月 日						
備考				メーター位置		確 認	入 力	実 施	受付者	

様式第20号 (第24条関係)
 様式第20号 (第24条関係)

(表)

消 火 栓 使 用 届	
年 月 日	
<p>ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 電話番号 ()</p> <p>下記のとおり消火栓を使用したので、ときがわ町水道事業給水条例第23条第2項第3号の規定により提出します。 なお、消火栓を使用するに当たっては、事故が発生した場合又は第三者の異議が生じた場合は、私が一切の責任を負います。</p>	
記	
消 火 栓 設 置 場 所	ときがわ町 大字
予 定 使 用 年 月 日	年 月 日
予 定 使 用 時 刻	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
代表者又は 責 任 者	住 所 電話番号
	氏 名
理 由	
処 置	
備 考	

(裏)

(案内図)

※

使用 方 法			
使用 時 間	午前 午後	時 分 ~ 時 分 午後	時間 分
使用 水 量	m ³	水道料金	円
立 合 者			

※の欄内は、記入しないでください。

様式第21号 (第24条関係)
 様式第21号(第24条関係)

管 理 人 変 更 届						
年 月 日						
ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 様						
届出者 住 所 (所有者)氏 名 ㊟ 電話番号 ()						
下記のとおり管理人を変更したので、ときがわ町水道事業給水条例第23条第2項第4号の規定により提出します。						
記						
給 水 装 置	給 水 場 所	ときがわ町 大字				
	区 分	専 ・ 共	用 途 別			
	メ ー タ ー	種 類		羽根車式 ・ 電磁式		
		口径別	φ mm	メーター 番 号		
	使 用 開 始	年 月 日				
所 有 者 使 用 者	住 所	電話番号				
	氏名又は名称					
新 管 理 人	住 所	電話番号				
	氏名又は名称					
理 由						
処 置						
備 考						

給水装置検査請求書

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長 様

このことについて、下記のとおりときがわ町水道事業給水条例施行規程第25条第1項第1号の規定に基づき、給水装置の検査を請求します。

記

年 月 日

1 申請者名

住 所	大字 (電話番号)	番地)
氏 名		

2 検査請求事項・理由

--

様式第23号 (第25条関係)
 様式第23号(第25条関係)

水質検査請求書

1 給水装置所在地	ときがわ町 大字	番地
2 所 有 者		
3 用 途 別		
4 メーターの種類 及び口径別	羽根車式・電磁式	φ mm
5 メーター番号	No	検満 年 月

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

ときがわ町水道事業給水条例施行規程第25条第1項第2号の規程に基づき、水質の検査を請求します。

年 月 日

記

検査請求書	住 所	ときがわ町大字	番地
	氏 名	(電話番号)	
請求理由			
検査項目			

※ 太線枠内に御記入ください。

様式第24号 (第25条関係)
様式第24号(第25条関係)

とき水第 号
年 月 日

給水装置検査結果通知書

様

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長



年 月 日付けで請求のあった給水装置の検査について、ときがわ町水道事業給水条例施行規程第25条第2項第1号の規定に基づき通知します。

記

1 検査結果	
2 検査内容	
3 意見等	

とき水第 号
 年 月 日

水質検査結果通知書

様

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長



年 月 日付で依頼のあった水質検査について、ときがわ町水道事業給水
 条例施行規程第25条第2項第2号の規定に基づき通知します。

記

1 給水装置所在地				
2 給水装置所有者				
3 給水装置	メーターの種類	羽根車式 ・ 電磁式		
	口径別	φ mm	用途別	
	メーター番号	No.	検満	年 月

検査機関	
検査項目	
検査結果	(詳細は別添のとおり)
備考	

水道料金等減免申請書

年 月 日

ときがわ町水道事業管理者
 ときがわ町長 様

住所

申請者 氏名



電話番号

次の理由により、水道料金を減免くださるよう申請します。

使用者名		お客様番号	
使用場所			
電話番号		メーター番号	
(理由)			

なお、以下の漏水箇所を速やかに修理し、漏水修理工事報告書(別紙)を提出することを確約します。

《※以下水道課処理欄》

上記の申請について調査の結果、適格と認められるので、ときがわ町水道事業給水条例第35条、同条例施行規程第29条並びに使用水量の認定及び水道料金の減免に関する内規に基づき、次のように減免してよろしいか伺います。

	水 量	水 道 料 金	備 考
今回の検針水量及び料金	m ³	円(内消費税 円)	
減免する水量及び料金	m ³	円(内消費税 円)	
差引認定水量及び料金	m ³	円(内消費税 円)	

とき水第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長



水道料金等減免結果通知書

年 月 日付けで申請されました「水道料金等減免申請書」に基づき調査した結果、適格であると認めましたので下記のとおり減免いたします。

なお、減免申請による水道料金の減免は一回限りですので、今後はメーターを定期的に確認するなど維持管理に十分御注意ください。

記

- 1 使用場所
- 2 お客様番号 - -
- 3 減免額 円
- 4 料金等の明細 水道料金(年 月分)

区 分	水 量	水 道 料 金
当該月の検針水量及び料金		円
減免する水量及び料金		円
差引認定水量及び料金		円

- 5 請求方法

とき水第 号
年 月 日

様

お客様番号 _____

設置場所 _____

ときがわ町水道事業管理者

ときがわ町長



給水停止予告通知書

先に督促いたしました下記水道料金がまだ納入されておられません。

つきましては、下記水道料金を納入期限までに必ず納入してください。

期限までに下記水道料金を納入されない場合は、ときがわ町水道事業給水条例第38条の規定により下記給水停止予定日から下記水道料金の全てを納入するまでの間、給水を停止いたします。

不明の点がありましたら、ときがわ町水道課までお問い合わせください。

記

- 1 納入方法 納入通知書を持参ください。
- 2 納入場所 ときがわ町水道課 (第二庁舎2階)
午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝祭日・年末年始も
納入可能です。)
- 3 納入期限 : 年 月 日
- 4 給水停止予定日 : 年 月 日以降に行います。
- 5 水道料金

単位：円

使用期間	水道料金
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
合計	

※ 本書の到達以前に既にお支払なされている場合は、行き違いですから御容赦ください。

問合せ先 ときがわ町水道課 業務担当 TEL 0493—65—1555 (直通)

とき水第 号
年 月 日

設置場所：

氏 名 様

ときがわ町水道事業管理者
ときがわ町長



給水停止通知書

年 月 日付け、とき水第 号で通知しましたとおり、年 月 日が停止予告日ですが年 月 日現在納入が確認できませんでした。つきましては、ときがわ町水道事業給水条例第38条の規定に基づき、年 月 日に給水を停止いたしました。

給水の再開については、お客様が水道課へ来庁され滞納中の水道料金を納入された後でなければ応じられません（再開栓については、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間です。）。

水道料金の納入につきましては、午前8時30分から午後5時15分までの間（土・日祝祭日と12月29日から1月3日までを除く。）に、ときがわ町水道課窓口（第二庁舎2階）までお越しくください。

埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木32番地
ときがわ町役場 水道課 業務担当
電話：0493-65-1555

様式第30号 (第31条関係)
 様式第30号(第31条関係)

とき水第 年 月 日 号 日	
給水装置変更工事指示書	
様	
ときがわ町水道事業管理者 ときがわ町長 印	
1 給水装置所在地	ときがわ町 大字 番地
2 申請者氏名	
3 用途別	
4 種類及び口径別	羽根車式・電磁式 φ mm 検満 年 月
<p>上記給水装置を検査した結果、下記のとおり不備な点がありましたので、指定期日までに改善するよう指示します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
改善箇所の概要	
指示事項	
指定期日	年 月 日までに完成させること。